

令和8年4月16日

参加申込予定者各位

加須市管理契約課

質 問 回 答 書

令和8年度 電子契約サービス導入業務公募型プロポーザル実施要領（令和8年4月1日公募開始）に基づき、質問がありましたので、下記のとおり回答します。

記

質問1 5（1）ウ 及び 7（1）ア市職員が利用する端末環境（デバイス・OS・ブラウザ）について

電子契約において市職員が利用するデバイスは、主にPC（Windows）を想定しており、ブラウザはChrome・Edge等の主要ブラウザへの対応で問題ないでしょうか。また、ご利用端末のOS・ブラウザのバージョン情報をご教示いただけますでしょうか。

回答1 前段問題ありません。後段（また以下）につきましては、OSはWindows 11 Pro、ブラウザはMicrosoft Edgeになります。また、Edgeのバージョンについては146.0.3856.59等（※端末や時期により差異あり）です。

質問2 5（1）ウ市職員と契約相手方における利用機能の役割分担について仕様書における「多様なデバイス対応」の解釈として、以下の理解で相違ないでしょうか。

市職員側は、ご提供いただいた端末環境（PC等）において、電子契約書データの準備（アップロード等）・承認・署名・契約締結・保管・検索・出力等の基本機能を利用できること。

契約相手方（民間事業者等）については、スマートフォンを含む多様なデバイスから契約締結の承認操作が行えること。

回答2 相違ありません。

質問3 5(1)ウ「多様なデバイス及び主要なOS」の対応範囲について

「多様なデバイス及び主要なOS」の範囲について、海外製品・マイナーOSまで含めると対応範囲が際限なく広がることから、国内で一般的に流通・利用されているデバイス及びOS(Windows・macOS・Android・iOS)への対応をもって要件充足と見なして差し支えないでしょうか。

回答3 差し支えありません。

質問4 5(3)ケ「相手方みの電子署名」の解釈について

仕様書5(3)ケに「請書などで利用する際に相手方みの電子署名ができること」と記載がございます。この要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。

電子署名法第2条第1項では、電子署名について「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」と定義されております。請書はその性質上、契約相手方(業者側)が作成する文書であることから、電子署名法の趣旨に照らせば、署名付与の主体は文書の作成者である契約相手方であることが優先されると理解しております。

この解釈を前提とした上で、本要件は「市職員側の署名の有無」を問うものではなく、契約相手方が作成者として電子署名を付与し、法的に有効な形で契約が完結できることを求めているという理解で相違ないでしょうか。

回答4 相違ありません。

質問5 5(3)サ「国交省ガイドラインが推奨する2要素認証機能」の実装要件について

仕様書5(3)サに「国土交通省の『電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン』が推奨する電子署名を行う本人確認の機能(2要素認証機能)が利用地方公共団体及び契約相手方双方に設定できること」と記載がございます。この要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。

第一に、2要素認証機能が当該電子契約サービス自体に標準機能として実装されていること。外部サービスや別途オプションの導入を前提とした構成ではなく、サービス内で完結する形で提供されていることが必要であるという理解でよろしいでしょうか。

第二に、2要素認証の設定が市職員(利用地方公共団体)側と契約相手方側

の双方それぞれに対して個別に設定可能であること。一方のみへの適用では要件を充足しないという理解でよろしいでしょうか。

第三に、当該機能が令和7年9月30日付けの最新ガイドラインの内容に対応したものとして実装されており、旧ガイドライン（平成13年3月30日付け）廃止後の現行基準に準拠していることが必要であるという理解でよろしいでしょうか。

そして上記3点すべてについて、将来的な実装予定や開発中のものではなく、公示日時点において既にサービスとして提供済みであることが要件であるという理解で相違ないでしょうか。

なお、公示日時点において上記いずれかの要件を満たす機能が実装されていない場合には、その事実および実装予定時期・対応方針について、提案書への明記およびプレゼンテーションの場での説明が必要であるという理解でよろしいでしょうか。

回答5 お見込みのとおりです。なお、公示日時点において質問のいずれかの要件を満たす機能が実装されていない場合には、その事実及び実装予定時期・対応方針について、提案書へ明記してください。また、プレゼンテーションの場での説明を求めることがあります。

質問6 5(4)イ「マイナンバーカードを利用した電子署名」の技術的要件について

仕様書5(4)イに「マイナンバーカード（個人番号カード）に内蔵された署名用電子証明書（公的個人認証サービス）を利用した電子署名により、契約締結ができる機能を有すること」と記載がございます。この要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。

本要件は、マイナンバーカードを本人確認（eKYC）の手段として利用した上で別途発行された第三者証明書により署名を行う仕組みではなく、マイナンバーカードに内蔵された署名用電子証明書（公的個人認証サービス、JPKI）そのものを用いて電子署名を付与する仕組みであることが要件であるという理解で相違ないでしょうか。

すなわち、マイナンバーカードを本人確認ツールとして活用しつつも、実際の電子署名はパブリック認証局等が別途発行した電子証明書で行う構成は、本要件が明示する「内蔵された署名用電子証明書を利用した電子署名」には該当しないという理解で問題ないでしょうか。

また、本機能については将来的な実装予定や開発中のものではなく、公示日時点において既にサービスとして提供済みであることが要件であるという理解

で相違ないでしょうか。

なお、公示日時点において本機能が実装されていない場合には、その事実および実装予定時期・対応方針について、提案書への明記およびプレゼンテーションの場での説明が必要であるという理解でよろしいでしょうか。

回答6 お見込みのとおりです。なお、公示日時点において質問のいずれかの要件を満たす機能が実装されていない場合には、その事実及び実装予定時期・対応方針について、提案書へ明記してください。また、プレゼンテーションの場での説明を求めることがあります。

質問7 6(2)イ「建設業法に係るグリーゾーン解消制度の回答」の適用範囲について

仕様書6(2)イに「建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること」と記載がございます。この要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。

建設業法施行規則は令和2年に省令改正されておりますが、改正前の規定に基づきグリーゾーン解消制度へ申請し取得した回答についても、第13条の4第2項が定める技術的基準への適合を示すものとして有効であることを、国土交通省に確認済みです。

この点を踏まえ、改正前・改正後いずれの時点で取得したグリーゾーン解消制度の回答であっても、建設業法施行規則第13条の4第2項に定める技術的基準に適合するという内容の回答を取得していれば、本仕様書該当要件を満たすという解釈で相違ないでしょうか。

回答7 相違ありません。ただし、令和2年の改正前の建設業法施行規則の規定に基づきグリーゾーン解消制度へ申請し取得した回答については、国土交通省に確認した内容について、提案書へ明記してください。また、プレゼンテーションの場での説明を求めることがあります。

質問8 6(3)イ「SOC2報告書」の種別要件について

仕様書6(3)イに「公示日時点において、内部統制を評価するSOC2報告書を受領している者が運営するシステムであること」と記載がございます。この要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。

本要件はSOC2報告書の種別(Type1・Type2)を限定する記載がないことから、公示日時点においてSOC2報告書を受領していれば、種別にかかわらず本要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。

また、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」をはじめ、国・総務省等が定めた公的なガイドライン・基準類においても SOC2 の種別要件を定めたものは存在しないと認識しております。

回答8 現在のセキュリティ水準を証明するのに不適切と判断される場合を除き、報告書を受領していることをもって要件を満たすものとします。ただし、最終発行日から極端に期間が経過している場合など、現在の運用体制が不透明であると判断される場合は、適宜、補足資料の提出を求めるときがあります。

質問9 建設業法の解釈について

仕様書 6(2)アにおいて、電子署名法第2条第1項への該当性がグレーゾーン解消制度の回答によって担保されるべき旨を拝承いたしました。これに準じ、仕様書 6(2)イに記載されている建設工事に関連する契約においても、契約の真正性と法的安全性を確実に担保する目的から、令和2年の建設業法施行規則改正に基づく「技術基準」にするという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。

回答9 回答7のとおりです。

質問10 認証資格について

仕様書 6(3)イに記載されている SOC2 報告書について、Type1 と Type2 がございます。Type1 は Type2 と異なり、一般的に報告書に記載された評価時点（指定日）から1年間有効となっております。この有効期間内である必要があるという認識でよろしいでしょうか。

回答10 回答8のとおりです。

質問11 導入実績調書について

様式第4号導入実績調書について、注釈に「※適宜、行の追加等を行うこと」とございますが、実績数が多い場合、行を追加して複数ページにわたって記載しても差し支えないでしょうか。

回答11 差し支えありません。

質問12 見積書に記載する価格について

本件における一時経費など、費用が不要な場合は「0円」と記載しても差支えないでしょうか。

回答12 差し支えありません。

質問13 見積書に記載する価格について

様式第5号見積書について、最低制限価格の設定はございますか。

回答13

最低制限価格の設定は、ありません。

質問14 企画提案書のページ数について

企画提案書のページ数に上限はございますか。

回答14

ページ数に上限はありません。なお、企画提案書の作成に当たり、令和8年度 電子契約サービス導入業務公募型プロポーザル実施要領を御確認ください。

質問15 プレゼンの動画について

事前に用意した動画を用いてプレゼンテーションを実施することは差し支えないでしょうか。

回答15 差し支えありません。

担当：加須市総合政策部管理契約課

Tel 0480-62-1111 (内線 396)

Fax 0480-62-5981